

【民事執行法・民事保全法・倒産法】

民事執行法・民事保全法・倒産法に関する知識を悪用した「巧みな罠」に注意



大江橋法律事務所 弁護士
林 圭介

▶ PROFILE

keisuke.hayashi@ohehashi.com

第1 はじめに

民事執行法・民事保全法・倒産法の分野は、いわゆる最先端の分野というわけではありません。ただ、意外と誤解しやすい箇所が多いです。最先端の分野については、判例や論文などを研究する機会が多いです。それと比較すると、民事執行法・民事保全法・倒産法の分野は、何となく分かった気になって、実は重要な問題を誤解していることに気づくこともあると思います。専門的に法学を学ぼうとする学生でも、民事訴訟法は受講するものの、民事執行法・民事保全法・倒産法の受講者数はかなり少ないのが実情です。

そこで、今回は、これらの法分野の知識を悪用した「巧みな罠」に注意すべき事例を紹介します。対話形式による記載をします。Q (Question) が問題提起をして、A (Answer) が回答をするという議論を通じて、色々な角度から問題点を掘り下げていきます。

第2 「巧みな罠」の事例検討

① 債務者破産を契機とする「権利の逆転現象」

A: 「巧みな罠」を検討する前提として、債務者破産を契機とする「権利の逆転現象」について議論をしましょう。

Q: 「権利の逆転現象」という衝撃的なテーマですね。最初は優先していた権利が、債務者破産を契機に劣後する権利に転落するということですね。

A: そのとおりです。優位する権利と劣後する権利が、債務者の破産によって逆転するということです。

Q: 債務者が破産したからといって、優先していた権利は、少なくとも相対的に優先する地位を維持できるのでしょうか。

A: そうではありません。これに関連して注意を要する問題が生じます。それでは議論を始めましょう。

② 「Xによる仮差押登記」の直後に設定された「Zによる譲渡担保を原因とする所有権移転登記」

A: XがYに貸金債権があるとします。Xはこれから貸金返還請求の訴えを提起する予定です。仮にXが勝訴しても、Yの資産状態によっては債権の回収に困難を来します。Yに所有不動産Pがあることが判明したとして、Xとしてはどうしますか。

Q: Yの不動産に仮差押命令を得て仮差押登記をします。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

A：そうですね。権利の保全ですね。その直後にZがYに対して貸金債権を有するとして譲渡担保権設定契約をして、Pに対して譲渡担保を原因とする登記をしたとします。どのような登記をしますか。

Q：譲渡担保権設定登記ではないですか。

A：譲渡担保権設定登記ですか。

所有権移転登記ではないですか。

Q：そうでした。譲渡担保を原因とする所有権移転登記でした。Zの譲渡担保はXによる仮差押登記の後に設定されています。本執行である差押登記はされていません。差押登記の前段階の仮差押登記には、どのような効果がありますか。

A：仮差押えの効力にも差押えと同様の効力があり、仮差押えにも処分禁止効があります（民事保全法47条5項、民事執行法46条2項）。Zの譲渡担保は、Xの仮差押登記の後に設定されています。ZはXに対しては譲渡担保権の効力を主張できません。

Q：Xは一般債権者であり担保権者ではありません。これに対してZの権利は一般債権に優先する担保権です。それなのに、Zは自己の担保権を一般債権者であるXに主張できないのですね。

A：仮差押登記後に債務者が行った処分は「相対的無効」になり、「債務者の処分」をXに主張できなくなります。

Q：「債務者の処分」というのは、債務者YによるZに対する譲渡担保権設定行為ということですね。「Xに主張できない」というのは、Xに対する関係で「相対的無効」なのであって、絶対的無効なのではないということですね。

A：そのとおりです。仮にXが仮差押えの申立てを取り下げたとします。そうすると、Zの譲渡担保権を、仮差押登記のなくなったXに対して主張できるようになります。

Q：Xが貸金返還請求訴訟で勝訴の確定判決を得て、これを債務名義としてPに対する本執行である強制執行をした

とします。Xの債権が5000万円、Zの債権が7000万円、Pの強制競売（民事執行法45条1項）により3000万円が配当可能になったとすれば、Xが3000万円の配当を受領して終了ですね。

A：Zは譲渡担保権をXに主張できないので、そうなります。

③ 債務者Yの破産によるXとZの「権利の逆転現象」

A：「権利の逆転現象」の問題に入りましょう。Xによる強制競売の手続中に、債務者Yに破産手続開始決定があった場合の議論をしましょう。

Q：Xの貸金債権は破産債権（破産法2条5号）になります。Xが実行している強制執行は破産債権によるものです。破産による影響がありますね。

A：破産債権は個別の権利行使が禁止されます（同法100条1項）。個別の権利行使が禁止される結果、破産手続開始時にすでにされている強制執行も失効します（同法42条2項本文）。

Q：Zの譲渡担保権の被担保債権は破産債権です。しかし、譲渡担保は担保権なので別除権として、破産開始後も権利行使が可能ですよね。

A：Zの譲渡担保権は、別除権として破産手続によらずに権利行使が可能です（同法2条9号、65条1項）。その結果、Zは担保不動産競売（民事執行法180条1号）を実施して、優先弁済を受けられます（破産法100条1号の「特別の定め」に該当）。

Q：そうすると、Pの担保不動産競売による3000万円は、全てZに配当されるのですね。Xの権利とZの権利は完全に逆転しますね。

A：これが「権利の逆転現象」です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 「権利の逆転現象」を悪用する「和解提案」の「罠」

A：それでは、「権利の逆転現象」を悪用する「和解提案」の「罠」という本題に入りましょう。Yの破産がなければ、Pの競売による配当金から、Xが全額の配当を受けられました。Yが破産すると、Zが全額の配当を受けて、Xはゼロになってしまいます。これが「権利の逆転現象」です。ここで注意しておく必要のある問題があります。YによるZに対する譲渡担保権設定は、Xによる仮差押登記の直後でしたよね。何か気になりませんか。

Q：Xによる仮差押登記がある以上、Zに対する譲渡担保権設定は「相対的無効」なので、Xに対して効力を主張できません。それなのに、Xによる仮差押登記の直後に、Zは譲渡担保を原因とする所有権移転登記をしています。Xに対して権利行使ができないのに、慌てて譲渡担保権の設定をする。確かに、何か気になりますね。

A：仮に、Zが慎重な債権者であれば、Yに対して7000万円もの債権があるのであれば、事前に譲渡担保を設定すると思いませんか。

Q：Xによる仮差押登記の直後に、慌てて登記をしているくらいです。Xに仮差押登記をされるよりもっと早く、Zが登記をしてもおかしくないですね。

A：抵当権設定登記であれば、登記簿に被担保債権の発生時期や債権額などの記載が必要です。しかし、譲渡担保を原因とする登記の場合には、原因債権に関する記載は不要です。そのため、被担保債権がいつ発生したのか、債権の総額がいくらかなどが、登記簿上では全く不明なのです。この点も気になりますね。

Q：そうなのですね。Zが本当に被担保債権を有する上で譲渡担保を原因とする登記をしたのか。何となく怪しい感じもしてきました。

A：本件のような事案で、本当に被担保債権があり、譲渡担

保契約を締結する事案もあります。ただ、かなり怪しい事案があることも事実です。本件のような事案で、債務者であるYからXに対して、次のような「怪しい和解提案」がされることもあります。実は、これが「罠」なのです。特に気を付けなければなりません。

5 債務者からの「怪しい和解提案」の「罠」

A：Xによる仮差押えから強制執行手続完了までの間に、Yから「Yは資金繰りに窮しています。近いうちに破産の申し立てをする予定です。Xのほかにもかなり多くの債権者がいます。仮にYが破産になるとすると、Xの破産配当額は、おそらく200万円にも満たないと思われれます。そこで、今であれば、Xに400万円を支払うことが可能です。YがXに400万円を支払うのと引き換えに、Xによる強制執行を取り下げてもらえないでしょうか」とする和解提案があったとします。Xとしてはどうしますか。

Q：Yが破産すると200万円しか配当がありません。倍額の400万円で和解することは、一見すると有利に思えますよね。

A：Yが本当に破産するのであればそうですね。その場合であっても、予想破産配当額の2倍もの支払を受ける和解をすることの問題については、後で議論をしましょう。ところで、Yは本当に破産すると信じていいと思いますか。

Q：言われてみればそうですね。何か引っかかりがあります。

A：Yの提案どおりの和解をしたのに、Yが破産しなかったとします。この場合、Xの権利はどうなりますか。

Q：Xは、和解条件に従って強制執行を取り下げています。そうすると、Yが破産しないのであれば3000万円の配当を受けることができたのに、和解金の400万円しか受領できません。ただ、Xとしては、Yが騙して和解をしたとして、詐欺による取消し（民法96条1項）ができませんか。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

A：おそらく、和解契約書には、単に「YはXに解決金として400万円を支払う。Xは、解決金の受領と引き換えに強制執行を取り下げる。XとYの間には、他に何らの債権債務がないことを確認する」とのみ記載するのだと思います。

Q：和解契約書には「Yが近く破産申立てをする前提」であることは記載されないのですね。

A：もちろんそうなりますね。したがって、Yは、「Xを騙してなどいない」と確実に主張してきます。ただ、詐欺による和解契約の取消しが認められる可能性はもちろんあります。

Q：しかし、そうなったとしても、XがYから残額を回収できるようになるかは別問題ですね。

A：そのとおりです。Yの他の資産から回収することが可能であるとしても、このような「破産するといながら破産せずに、Xの優先的な権利を放棄させる」ような「虚偽の提案」をするYです。他の資産を隠してしまっている可能性が極めて高いです。

Q：確かにそうですね。仮に他の資産から回収するにしても、調査などに多大な時間や費用がかかりますね。そうならないための権利保全である「仮差押え」でした。しかし、それが機能しなくなってしまいますね。

A：ここが重要な点なのですが、「強制執行の取下げを和解の条件」としていることに違和感はないですか。そもそも、本当にYが破産をするのであれば、「強制執行の取下げを和解の条件」とする必要はありますか。

Q：本当に破産手続が開始するのであれば、「Xの強制執行は、Yの破産手続開始によって自動的に失効」するのではたね。あえて、破産の前に強制執行を取り下げる必要はないですね。

A：そうなのです。これこそがYによる「罠」なのです。

Q：なるほど。本当にYが破産するつもりであれば、「Xの強制

執行は自動的に失効」します。わざわざ「強制執行の取下げを和解の条件」とする必要など全くないですね。

A：「強制執行の取下げを和解の条件」としていること自体が、「Yには本当は破産するつもりなどありません」と言っているようなものです。「破産を前提とする和解提案」と言いながら、その提案条件の中に「本当は破産するつもりがない」という矛盾したことを「同時に述べている」のと同じです。「和解提案」が「罠」であることを、「提案条件」の中で「明示的に述べている」という意味では、「巧妙な罠」ではなく、実は「稚拙な罠」なのです。

Q：しかし、Yから「近い時期に破産する」という前提で和解提案があると、そのまま信じてしまいそうな気がします。翌日に破産されてしまえば、200万円しか回収できません。このような状況を突然知らされれば、Xとしても慌ててしまいます。そうすると、このような和解提案自体が「巧妙な罠」であるといえると思います。

A：確かにそのとおりです。最初にも述べました。一般的に、民事執行法・民事保全法・倒産法の分野については、必ずしも精通していないことも多いです。そうした中で、「破産」という「一種の緊迫状態」を前提として、「Yが破産するので、その前に、Xにとって少しでも有利な和解提案をします」と持ちかけられると、Xとしては平常心を失いかねません。

Q：おそらく、このような提案をしてくるYは、かなり「場慣れしている」感じがしますね。

A：おそらく、そのような「罠」を提案する協力メンバーが背後にいると思われますね。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

6 YとZの共謀の可能性

Q:ここで気になるのは、YとZの関係です。これまでの議論を前提にすると、本件の和解提案には、Zも関与しているようにも思えますね。

A:そのとおりです。

Q:そもそも、Zは本当にYに対して債権を有しているのですかね。

A:そこが問題です。先ほども述べましたが、Zの担保権は、登記簿に被保全権利の内容が一切記載されない譲渡担保を原因とするものです。

Q:債権の存在を偽装しやすい手続を利用したという可能性ががありますね。

A:ZがYに対して本当に債権者である可能性があることも否定はできません。しかし、これまで議論してきた経緯からすると、YとZは一体となって行動している可能性が高いです。

Q:仮にYとZが共謀しているとすれば、3000万円を回収したZが、一定の手数料を受け取った上で、Yに返金するのでしょうかね。

A:そうなりますね。「巧妙な罠」がなければ、YはPの所有権を失い、競売の配当金3000万円は全てXのものでした。それが、Xが「巧妙な罠」に引っ掛かると、3000万円がほとんど丸々、Yの手元に戻ってくることになります。

Q:この場合、Pを競売にしないことも考えられますね。例えば、Zに対してPを代物弁済するなどです。

A:そのとおりです。競売にすると時価よりも低額で競売されてしまいます。Zに対してPの所有権を移転する手段として代物弁済は十分にあり得ますね。

Q:YとZが一体であれば、Pの所有権をZに移転しておくことは、Yにとって問題ないですからね。

7 和解受諾が否認権行使の対象となる危険性

A:今までは、「Yが破産しなかった」前提で議論をしました。しかし、最後に、念のため、Yが本当に破産してしまった場合のことを議論しましょう。この場合、破産の直前にXがYから400万円の弁済を受けることに問題はないですか。

Q:Yが破産状態にあることをXが認識した上で、予想配当額が200万円であると告げられたのに、400万円を受け取ったことの問題ですね。

A:破産法上、何か問題になりませんか。

Q:否認権の問題があります。

A:偏頗行為否認である「支払不能後の義務行為」(破産法162条1項1号)に該当する可能性があります。

Q:本当にYが破産したのであれば、400万円の支払を受けておいて良かったと、一瞬は思いました。しかし、否認権行使の対象になる可能性があるのですね。Xとしては、このような和解に応ずるということは、Yが破産してもしなくても、踏んだり蹴ったりですね。

A:そのとおりです。債権者として、債務者から色々な提案を受けることがあると思います。しかし、慎重に検討しないと、後になって予想もしないような大きな不利益を被る可能性があります。くれぐれも慎重な検討をした上で対応する必要があります。

第3 おわりに

実際の実務においては、本件のような執行妨害案件が頻繁に起きていると言っても過言ではありません。相手方は、緊迫状態を演出して、考える時間を与えることなく、一見すると当方にとって有利に思われるような提案をしてきます。このような提案が「巧妙な罠」なのではないか。そのように考えて検討してみることが不可欠です。このような「巧妙な罠」の「和解提案」をしてくる場合は、その前の段階で「何となく怪しい」と感ずる場面があるはずです。

もちろん、信頼できる相手方からの真摯な和解提案がなされることも当然ありますし、そのような場合の方が多いと思います。しかし、「巧妙な罠」に陥ることによる被害は甚大です。常にそのような兆候を見逃さない注意力を発揮することが必要になると思われます。

本記事の議論によって、民事執行法・民事保全法・倒産法に関する知識を悪用した「巧妙な罠」に陥らないよう注意する一助にいただければ幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。